

令和 7 年 1 1 月 1 0 日
政策経営部財政課

世田谷区財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

令和 8 年 1 月から告示等が電子化されることに伴い、財政状況の公表に係る告示の公示についても、電子化を可能にする必要があるため、世田谷区財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を令和 7 年第 4 回区議会定例会へ提案する。

2 改正内容

財政状況の公表の方法について、掲示場への掲示に限らず、世田谷区公告式規則の例によって行うこととすることができるよう、関連する規定の整備を行う。

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行予定日

令和 8 年 1 月 5 日

世田谷区財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区財政状況の公表に関する条例 昭和39年 3 月28日条例第 8 号 世田谷区財政状況の公表に関する条例 (通則) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 3 第 1 項の規定による財政状況の公表に関しては、この条例の定めるところによる。 (公表の時期) 第 2 条 財政状況の公表は、毎年 6 月および12月に行なう。 2 天災その他避けることのできない事故により前項に定める月に財政状況を公表することができないときは、区長は事故のやんだときから 1 月以内に公表しなければならない。 (公表事項) 第 3 条 前条第 1 項の規定により、6 月に公表する財政状況には、前年10月 1 日から 3 月31日までの間におけるつぎに掲げる事項ならびに、財政の動向および財政方針を明らかにしたものを掲載するものとする。 (1) 歳入歳出予算の執行状況 (2) 住民の負担の概況 (3) 財産、公債および一時借入金の現在高 (4) その他区長が必要と認める事項 2 前条第 1 項の規定により、12月に公表する財政状況には、4 月 1 日から 9 月30日までの間における前項各号に掲げる事項および前年度の決算の概況を掲載するものとする。 3 区長は、必要に応じ財政状況の掲載事項の基礎資料を付表として添付することができる。 (公表の方法)	○世田谷区財政状況の公表に関する条例 昭和39年 3 月28日条例第 8 号 世田谷区財政状況の公表に関する条例 (通則) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 3 第 1 項の規定による財政状況の公表に関しては、この条例の定めるところによる。 (公表の時期) 第 2 条 財政状況の公表は、毎年 6 月および12月に行なう。 2 天災その他避けることのできない事故により前項に定める月に財政状況を公表することができないときは、区長は事故のやんだときから 1 月以内に公表しなければならない。 (公表事項) 第 3 条 前条第 1 項の規定により、6 月に公表する財政状況には、前年10月 1 日から 3 月31日までの間におけるつぎに掲げる事項ならびに、財政の動向および財政方針を明らかにしたものを掲載するものとする。 (1) 歳入歳出予算の執行状況 (2) 住民の負担の概況 (3) 財産、公債および一時借入金の現在高 (4) その他区長が必要と認める事項 2 前条第 1 項の規定により、12月に公表する財政状況には、4 月 1 日から 9 月30日までの間における前項各号に掲げる事項および前年度の決算の概況を掲載するものとする。 3 区長は、必要に応じ財政状況の掲載事項の基礎資料を付表として添付することができる。 (公表の方法)

改正後	改正前
第4条 財政状況の公表は、<u>世田谷区公告式規則（昭和40年3月世田谷区規則第14号）の規定の例により</u>これを行なう。 （委任） 第5条 この条例の施行について必要な事項は、区長がこれを定める。 付 則 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。 2 東京都世田谷区「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和23年4月東京都世田谷区条例第4号）は、廃止する。 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年1月5日から施行する。</u>	第4条 財政状況の公表は、<u>区役所の門前掲示場およびその他適当な掲示場に掲示して</u>これを行なう。 <u>2 前項の文書は、その公表の日から6ヵ月間何人も区長の指定した場所においてその閲覧を請求することができる。</u> （委任） 第5条 この条例の施行について必要な事項は、区長がこれを定める。 付 則 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。 2 東京都世田谷区「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和23年4月東京都世田谷区条例第4号）は、廃止する。